

## ふるさと納税制度とは

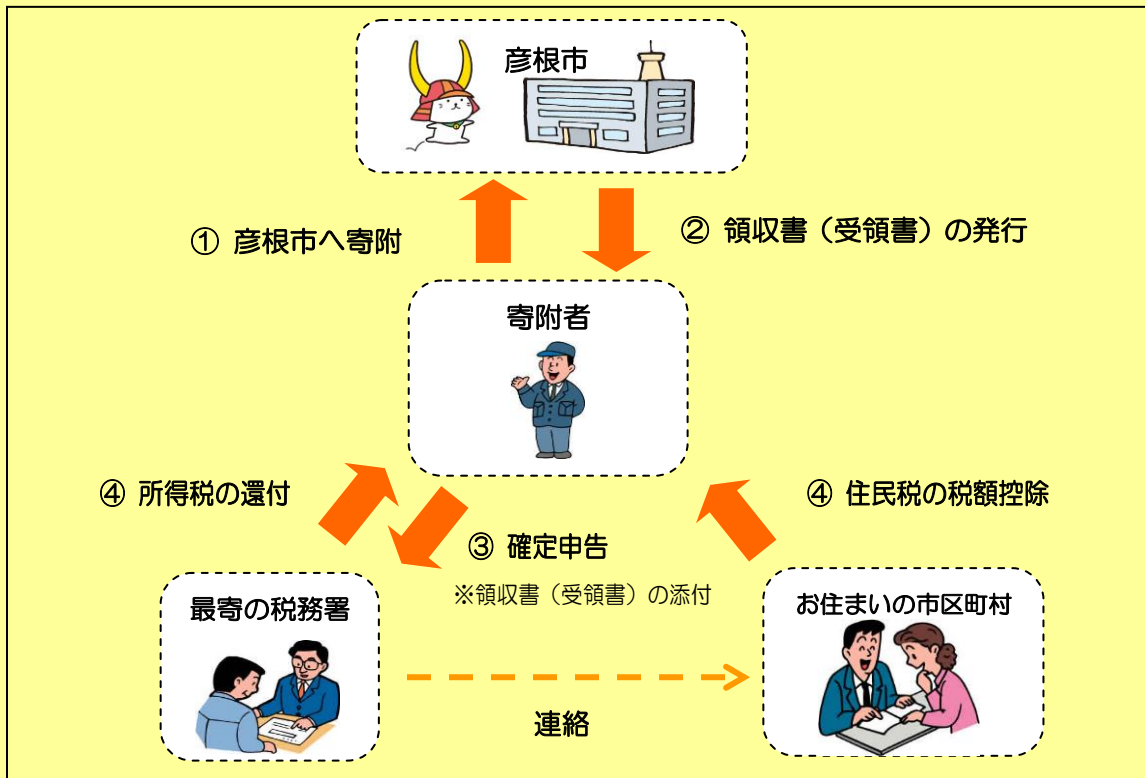
『ふるさと納税』とは、皆さんが「応援したい！」と思う街へ贈る『寄附金』です。

“生まれ育った故郷”や“観光で訪れた思い出の街”

そんな「応援したい！」と思う街に寄附をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税を合わせて全額が控除される制度です。

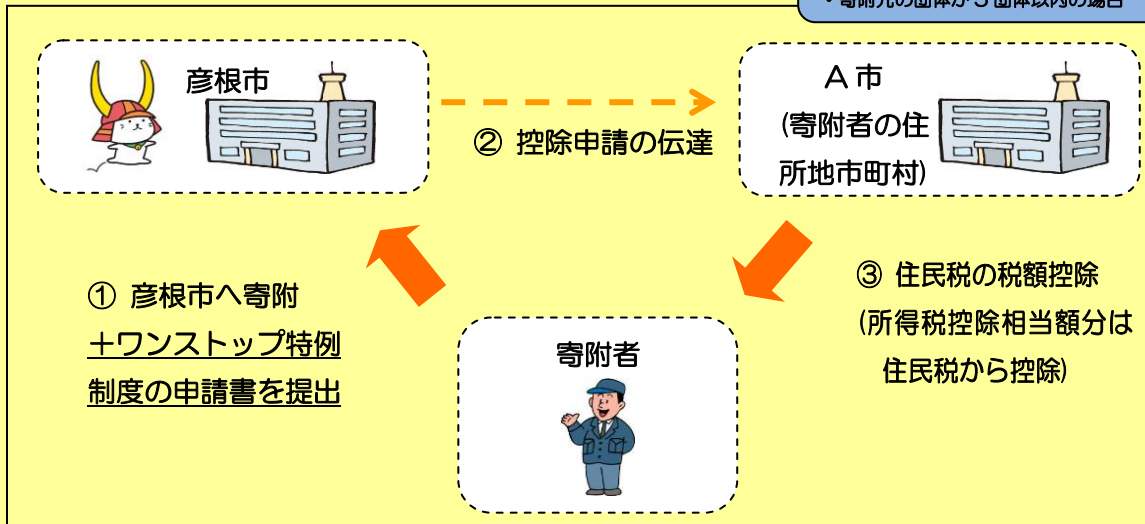


### 【ふるさと納税の流れ】（原則）



### 【ふるさと納税の流れ】（ワンストップ特例制度を利用する場合）

- ・確定申告が不要な給与所得者等のみ対象
- ・寄附先の団体が5団体以内の場合



## 寄附金の控除について

### 【制度の概要】

原則通り確定申告した場合は、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税を合わせて全額が控除されます。

ワンストップ特例制度を利用する場合は、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税控除相当額を含めて住民税から全額が控除されます。

### 【寄附金控除の計算例】

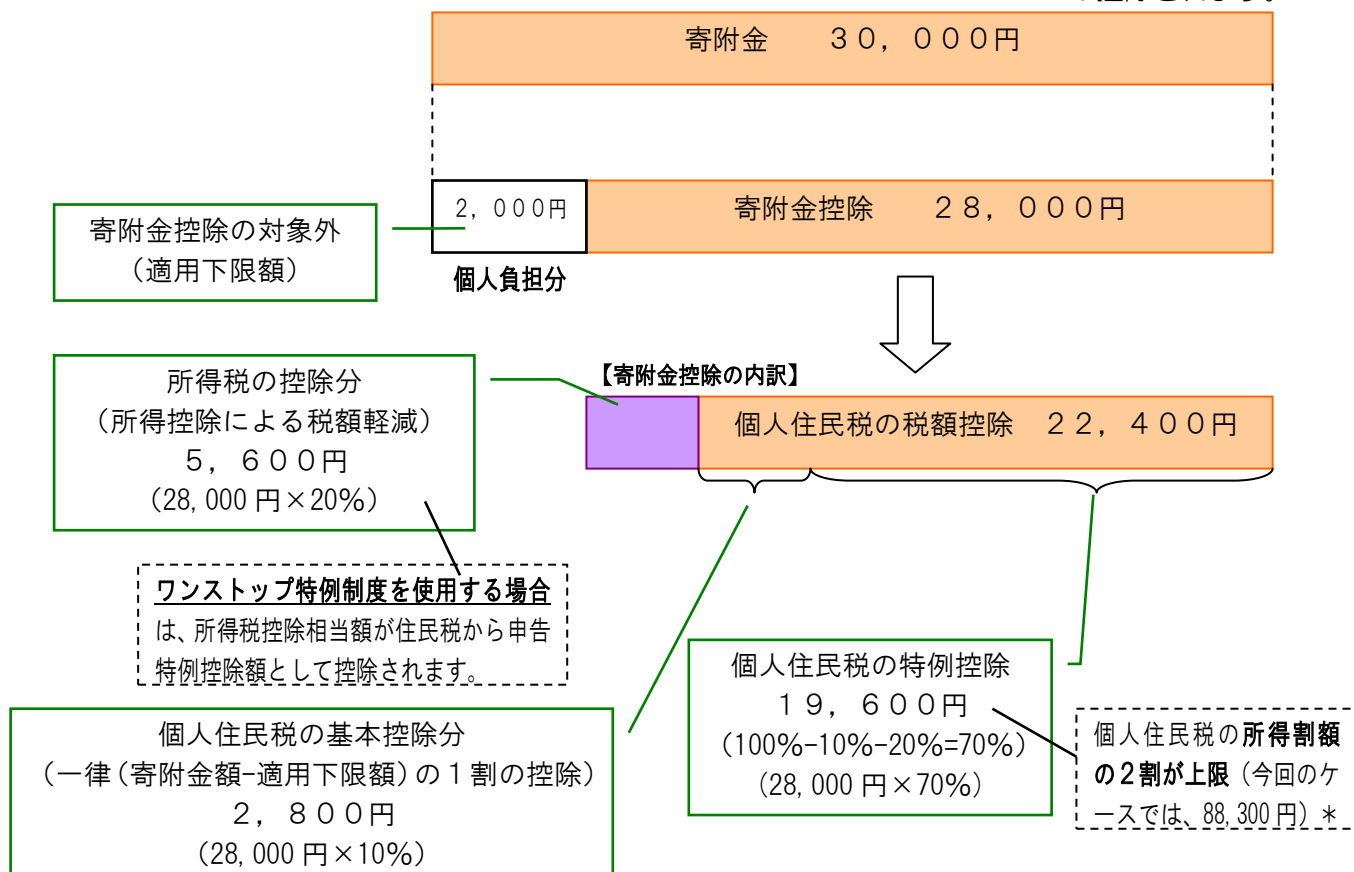
#### 給与収入700万円（配偶者を扶養）の場合

所得税の税率：20%

住民税所得割額：441,500円

#### 彦根市に30,000円を寄附した場合

2,000円（適用下限額）を除いた28,000円（所得税分5,600円+個人住民税分22,400円）が控除されます。



\*平成27年度税制改正により、上限が1割から2割に引き上げられました。

寄附金控除の対象となる額は、寄附者の所得や扶養者等により異なります。

くわしくはお住まいの市区町村もしくは都道府県の住民税窓口までお願いします。